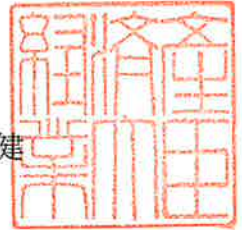


経済産業省

20240618資第3号
令和6年6月21日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

経済産業大臣 齋藤 健



玄海町における文献調査開始にあたっての申入れについて（回答）

佐賀県におかれては、国のエネルギー政策・原子力政策に多大なる御理解と御協力をいただいております。感謝申し上げます。

戦後日本は、経済発展の過程において、半世紀以上にわたり原子力発電の恩恵を享受してまいりました。その結果、全国にある原子力発電所では多くの使用済燃料が発生している中で、特定放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。こうした中、玄海町において文献調査を受け入れていただいたことは、国として、最終処分へ向けた長いプロセスにおいて重要な一歩と認識しております。

令和6年6月10日には、原子力発電環境整備機構（NUMO）による事業計画変更を認可し、文献調査を開始することとなりました。これに当たり、令和6年6月13日付け産グリ第280号をもって御照会のありました上記の件については、下記のとおり回答します。

記

1. 文献調査後の概要調査地区の選定に当たっては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）第4条第5項に規定されているとおり、「当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重」することとしており、経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の

意見に反して、概要調査地区の選定を行うことはありません。仮に、上記意見において、当該都道府県知事又は市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなります。

2. 特定放射性廃棄物の最終処分は、決して特定地域の問題ではなく、日本全体で取り組んでいくべき国家的課題です。今後、電力消費地である都市部を含めた全国で、最終処分に関する理解や議論が深まっていくよう、双方向のやりとりを重視した対話型説明会や全国の自治体を個別訪問する「全国行脚」を活用するなどして、必要な情報提供等を着実に進めてまいります。

以上